平成２７年（フ）第１００２号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　73号棟202号
債務者　馬場　昭雄
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
神戸市灘区赤坂通４丁目２番９号
債務者　佐久間真由美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
神戸市兵庫区南仲町１番13―604号、従前の住所神戸市兵庫区三川口町１丁目１番30―403号
債務者　浦口　航平
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６号
神戸市垂水区神陵台２丁目１番59―502号
債務者　鷲田　　宏
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０号
神戸市灘区大石東町４丁目１番14号、従前の住所大阪市北区中津２丁目９番51―305号
債務者　岡本　榮子（旧姓須磨）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―224号
債務者　竹田　徳子（旧姓生形）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５３号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅Ａ21―５　石橋方、住民票上の住所青森県三戸郡三戸町大字梅内字蕨久保43番地８
債務者　栗澤　るり
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
青森県八戸市類家１丁目２番15号　サン・ルモンド１階Ｂ号室
債務者　向井　克憲
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２号
宮城県気仙沼市本吉町菖蒲沢171番地29
債務者　畠山　　道
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第３０５号
金沢市笠舞１丁目12番１号　ハイツ城303号、従前の住所金沢市額谷３丁目58番地８
債務者　織田　博史
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
長野県諏訪市大字四賀2146番地　ヤマキュウハイツ103
債務者　野田　勝巳
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８号
三重県松阪市五主町1335番地38
債務者　後藤　　学
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８号
兵庫県宝塚市中筋３丁目58番地の１　クレール宝塚303
債務者　竹中　雅彦
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６５５号
兵庫県西宮市名塩新町11番地　１番館512号、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目30番地の２
債務者　小寺　英紀
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６７号
兵庫県西宮市江上町４番11―203号
債務者　久保奈美子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目55番11―407号
債務者　上園友莉奈（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８号
広島県福山市御幸町大字森脇157番地22
債務者　吉田　拓司
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係